

一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)

令和 7 年 3 月

朝日町

川越町

朝日町、川越町組合立環境センター

目 次

第1章 計画策定の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間及び目標年度	3
第4節 対象区域	3
第2章 計画策定の基本的事項.....	4
第1節 人口動態	4
1. 人口実績.....	4
2. 人口構造.....	5
第2節 国や県のごみ処理の目標値・指標	6
1. 国の一般廃棄物に関する目標.....	6
2. 三重県の一般廃棄物に関する指標.....	7
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	8
第1節 ごみ処理の現状	8
1. ごみ処理の流れ.....	8
2. 施設の概要	9
3. ステーションの実態.....	10
4. ごみ排出量の実績	11
第2節 リサイクルの状況.....	17
1. 再生資源回収の実績.....	17
2. 枝木の堆肥化の実績.....	18
3. 生ごみ処理機等の補助実績.....	18
第3節 ごみ処理の課題	19
1. 排出抑制・再資源化.....	19
2. 収集・運搬	20
3. 中間処理・最終処分.....	20

4. プラスチックの資源化	20
第4章 計画の基本方針と目標	21
第1節 基本理念	21
第2節 基本方針	21
第3節 ごみ排出量の将来予測	22
1. 人口の予測	22
2. ごみ排出量の予測	22
第4節 数値目標の設定	24
1. 数値目標の設定	24
2. 一人一日当たりの削減量の設定	25
3. 目標を達成した場合の将来予測	26
第5章 ごみの発生抑制・排出抑制計画	27
第1節 家庭系ごみの減量化施策	27
1. 分別収集の徹底とリサイクル率の向上	27
2. ごみの発生抑制のための活動の推進	27
3. 住民の役割	27
第2節 事業系ごみの減量化施策	29
1. 事業者の自主的取組の促進	29
2. ごみ処理費用の適正化	29
3. 行政・事業者間の連携強化	29
4. 事業者の役割	29
第3節 食品ロス削減の推進	31
1. 住民向け啓発活動の強化	31
2. 事業者との連携推進	31
3. 教育・普及啓発の推進	32
4. 最新知見の活用と他自治体との協力	32
5. 食品ロス量の実態把握と目標設定	32

第4節 廃プラスチック対策	33
1. プラスチック廃棄物の分別収集とリサイクルの促進	33
2. サーマルリサイクルの有効活用	33
3. 啓発活動と連携体制の構築.....	33
4. プラスチックを分別した場合のごみ量の予測（参考）	34
第6章 収集運搬・中間処理・最終処分計画.....	35
第1節 収集運搬計画	35
1. 収集頻度・収集形態.....	35
2. 排出時間.....	35
3. 収集方法.....	36
4. 住民への周知.....	36
第2節 中間処理計画	37
1. 廃プラスチックの現行処理方法	37
2. 将来的な方向性.....	37
3. インフラ整備と住民への啓発.....	37
第3節 最終処分計画	38
第4節 その他の対策	38
1. 災害廃棄物に関する対策	38
2. 不法投棄に関する対策	38
第7章 ごみ処理基本計画の進行管理.....	39
第1節 計画の進行管理	39
1. 進行管理の手法	39
2. 評価の方法	40
3. 計画の見直し.....	40
第2節 住民への情報提供.....	40
1. 情報提供の基本方針.....	40
2. 情報提供の具体的な方法	40

3. 可視化による成果の共有	41
4. 朝日町及び川越町が取るべき行動.....	41

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、市町村は廃棄物の減量化や適正な処理に関するための一般廃棄物の処理に関する計画（以下「本計画」という。）を定めることが義務付けされています。

本計画は、廃棄物の適正処理を確保しつつ、資源の有効活用と環境負荷の軽減を目的とし、地域社会における持続可能な循環型社会の形成を目指すため、ごみの減量化と資源化を柱とし、廃棄物の排出抑制、再使用（リユース）の奨励、リサイクルの促進を含む施策を展開します。具体的には、住民や事業者への啓発活動、廃棄物の分別収集の強化、ごみの発生量を抑制し、最終処分量の削減を図ります。

また、国際社会が推進する持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を図るため、ごみの減量化や資源循環を推進することで、地域の持続可能性を高め、地球規模の環境問題の解決に寄与することにもなります。

本計画では、2019年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス対策法」という。）を遵守することで、食品廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進に加え、食品の適正利用や無駄の削減を進めるための具体的施策を盛り込み、食品ロスを削減し、資源循環型の社会の更なる形成を推進します。

さらに、2022年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に規定するプラスチック資源の循環利用を促進し、廃プラスチックの削減やリサイクルを進めることで、環境への負荷軽減を図る施策を計画に盛り込み、プラスチック廃棄物の発生抑制や分別収集、リサイクルの促進に向けた具体的な方法を示し、プラスチック資源循環社会への対応にも努めます。



第2節 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを図 1-1 に示します。

本計画は、廃棄物処理法や国の「循環型社会形成推進基本計画」等に基づき策定しました。また、県の「循環型社会形成推進計画」と整合を図り、朝日町・川越町の廃棄物処理に関し、最上位に位置付けられる計画であります。

さらに、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものであります。

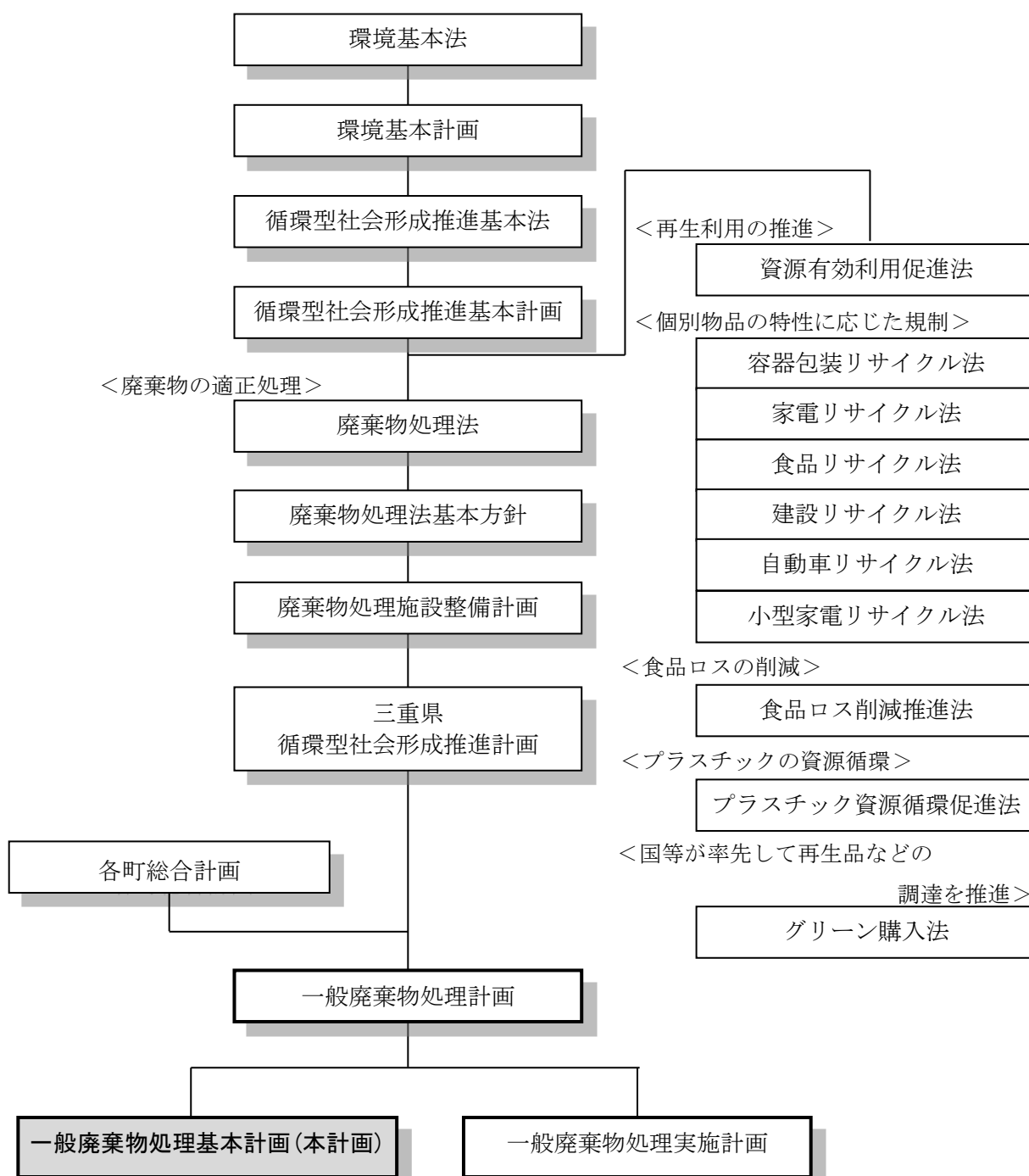


図 1-1 本計画と関連計画との位置づけ

第3節 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間と目標年度を図 1-2 に示します。

計画期間は、令和 7 年度～令和 16 年度までの 10 年間とします。

なお、令和 11 年度に定める「見直し」は、本計画に関連する新法の制定や現法令等や改廃、廃棄物の処理量に大幅な乖離などが生じた場合において、本計画を見直すこととします。

年度	R7	R8	R9	R10	R11 (見直し)	R12	R13	R14	R15	R16 (見直し)
本計画	→				中間 目標	→				目標 年度

図 1-2 計画期間と目標年度

第4節 対象区域

本計画の対象区域を「朝日町、川越町」（以下「本地域」という。）とします。



図 1-3 対象区域

出典：国土地理院地図 Vector

第2章 計画策定の基本的事項

第1節 人口動態

1. 人口実績

人口と世帯数及び世帯当たり人口を表 2-1、図 2-1 に示します。

本地域においては、人口、世帯数は増加傾向です。ただし、世帯当たり人口は減少傾向です。

表 2-1 人口と世帯数及び世帯当たり人口（年度末人口）

年度／項目	朝日町			川越町			本組合		
	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり 人口 (人/世帯)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり 人口 (人/世帯)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり 人口 (人/世帯)
H26	10,367	3,833	2.70	14,794	6,134	2.41	25,161	9,967	2.52
H27	10,539	3,902	2.70	14,926	6,225	2.40	25,465	10,127	2.51
H28	10,656	3,965	2.69	14,963	6,338	2.36	25,619	10,303	2.49
H29	10,796	4,066	2.66	15,016	6,448	2.33	25,812	10,514	2.46
H30	10,871	4,114	2.64	15,033	6,586	2.28	25,904	10,700	2.42
R1	10,941	4,173	2.62	15,132	6,752	2.24	26,073	10,925	2.39
R2	11,014	4,227	2.61	15,283	6,954	2.20	26,297	11,181	2.35
R3	11,067	4,273	2.59	15,492	7,072	2.19	26,559	11,345	2.34
R4	11,099	4,336	2.56	15,596	7,202	2.17	26,695	11,538	2.31
R5	11,037	4,363	2.53	15,650	7,343	2.13	26,687	11,706	2.28

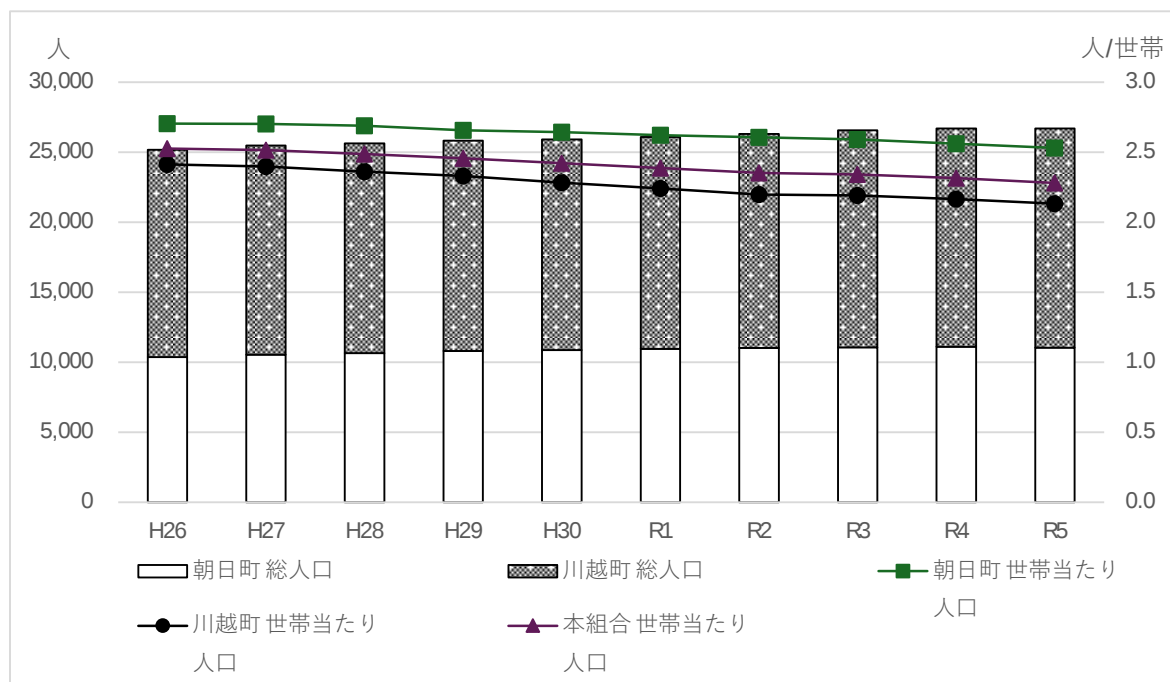


図 2-1 人口と世帯数及び世帯当たり人口（年度末人口）

2. 人口構造

本地域における、年齢3区分別人口の割合は、年少人口と生産年齢人口の割合が県内で最も高く、老年人口の割合が最も低い地域であります。また、人口増加率や合計特殊出生率においても県内で上位に位置し、高齢者のみの世帯割合は最も低く、本計画期間中においては、同様の水準を保つと推測しています。

令和6年1月1日における本地域、三重県、全国の年齢5歳階級別人口割合を図2-2に示します。

本地域は県内において、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の割合が高く、老年人口（65歳以上）の割合が低い地域となっています。

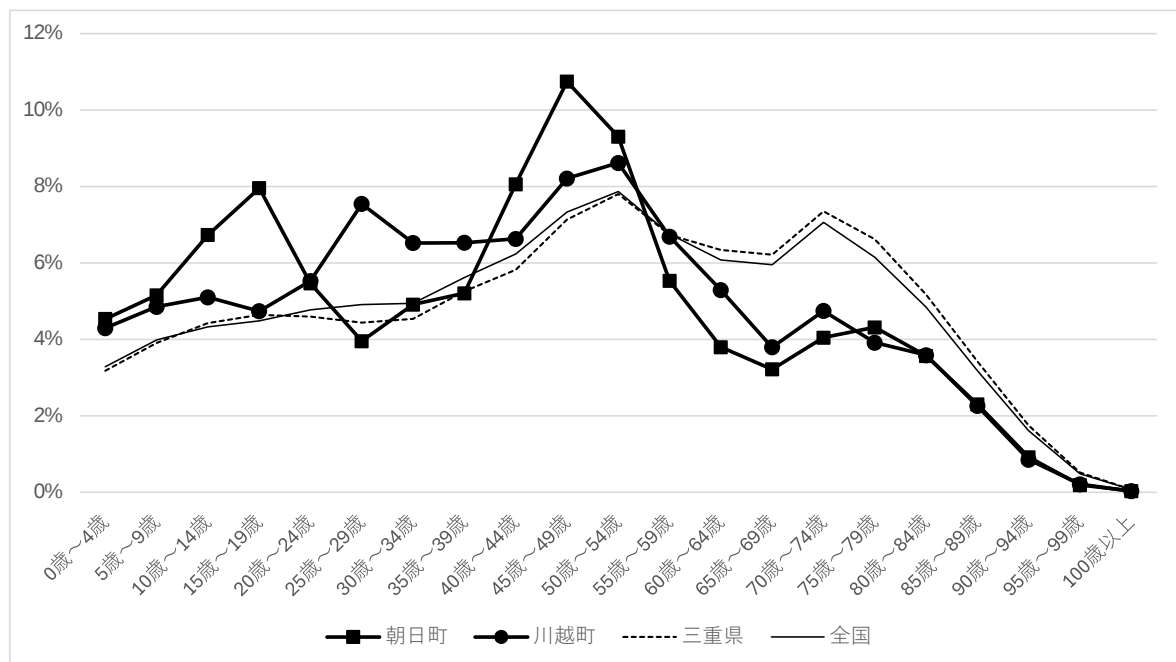


図 2-2 年齢5歳階級別人口割合（令和6年1月1日）

第2節 国や県のごみ処理の目標値

1. 国の一般廃棄物に関する目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）を定めています。また、令和5年における当該基本方針の見直しにおいて、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、廃棄物処理法の基本方針の内容を変更しました。その際、数値目標については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとしていましたが、令和7年2月に第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で目標値を改定しています。

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）（以下「第五次循環基本計画」という。）では、地域経済の活性化・魅力ある地域づくりライフスタイル転換、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大などを国の取組のポイントとしています。

廃棄物処理法の基本方針の数値目標を表2-2に、第五次循環基本計画の数値目標を表2-3に示します。

表 2-2 廃棄物処理法の基本方針の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	令和4年度に対し、令和12年度において約9%削減 1人1日当たりの生活系ごみ(資源除く)478グラム
一般廃棄物の 出口側の循環利用率	令和4年度の20%に対し、令和12年度において約26%に増加
焼却量	1人1日当たりのごみ焼却量580グラム(令和12年度)
最終処分量	令和4年度に対し、令和12年度において約5%削減

出典:環境省告示第六号 令和7年2月28日

表 2-3 第五次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりのごみ焼却量	令和12年度において約580g/人/日
廃棄物エネルギーを 外部に供給している 施設の割合	令和9年度において46%
長期広域化・集約化 計画を策定した 都道府県の割合	令和9年度において100%
一般廃棄物最終処 分場の残余容量・残 余年数	令和12年度において令和2年度の水準(22年分)を維持

出典:第五次循環型社会形成推進基本計画 令和6年8月

2. 三重県の一般廃棄物に関する指標

三重県循環型社会形成推進計画の指標を表 2-4 に示します。

三重県では、三重県循環型社会形成推進計画において一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況のトレンドを継続的に確認するため、モニタリング指標として一般廃棄物の「1人1日あたりのごみ排出量」、「資源化率」及び「最終処分量」、産業廃棄物の「排出量」、「再生利用率」及び「最終処分量」を設定し、毎年度達成度を確認しています。

表 2-4 三重県循環型社会形成推進計画の指標

モニタリング指標	現状値 (平成 30 年度)	令和 7 年度 の見込み	指標の説明
1 人 1 日あたりのごみ (一般廃棄物) 排出量	947g/人・日	902g/人・日	ごみ排出量/(計画収集人口 × 365 日) ※災害廃棄物の量を除く
一般廃棄物の資源化	26.7%	27.3%	資源化量(直接資源化量＋ 中間処理後再生利用量＋集 団回収量)/ごみ排出量
一般廃棄物の最終処 分量	25 千トン	10 千トン	最終処分量

出典：三重県循環型社会形成推進計画（令和 3 年 3 月）

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れを図 3-1 に示します。

本地域から排出される一般廃棄物は、家庭系ごみ（一般ごみ、埋立ごみ、再生ごみ、粗大ごみ、資源集団回収）と剪定枝、事業系ごみに大別され、収集または直接搬入により、本組合の環境クリーンセンターや四日市市クリーンセンター及び民間資源化施設に搬入されています。

家庭系ごみのうち、一般ごみ、埋立ごみは四日市市クリーンセンターで直接焼却、粗大ごみのうち、可燃・不燃系ごみは同センターで破碎・選別、金属類以外が焼却された後にエネルギー回収、焼却残渣は溶融し資源化しています。資源系の粗大ごみ及び再生ごみは環境クリーンセンターで種類ごとに選別・保管したあと、民間施設により適正に処理（リサイクル処理を含む）しています。また、剪定枝は環境クリーンセンターで堆肥化しています。

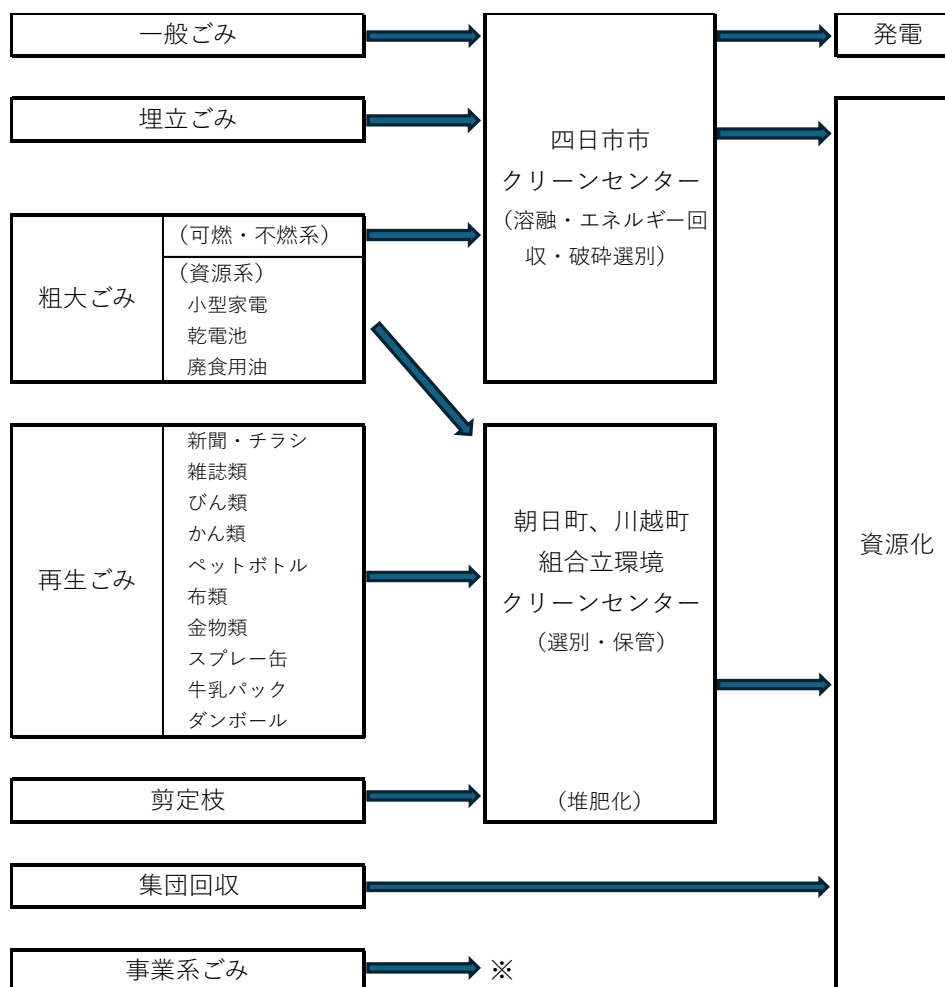


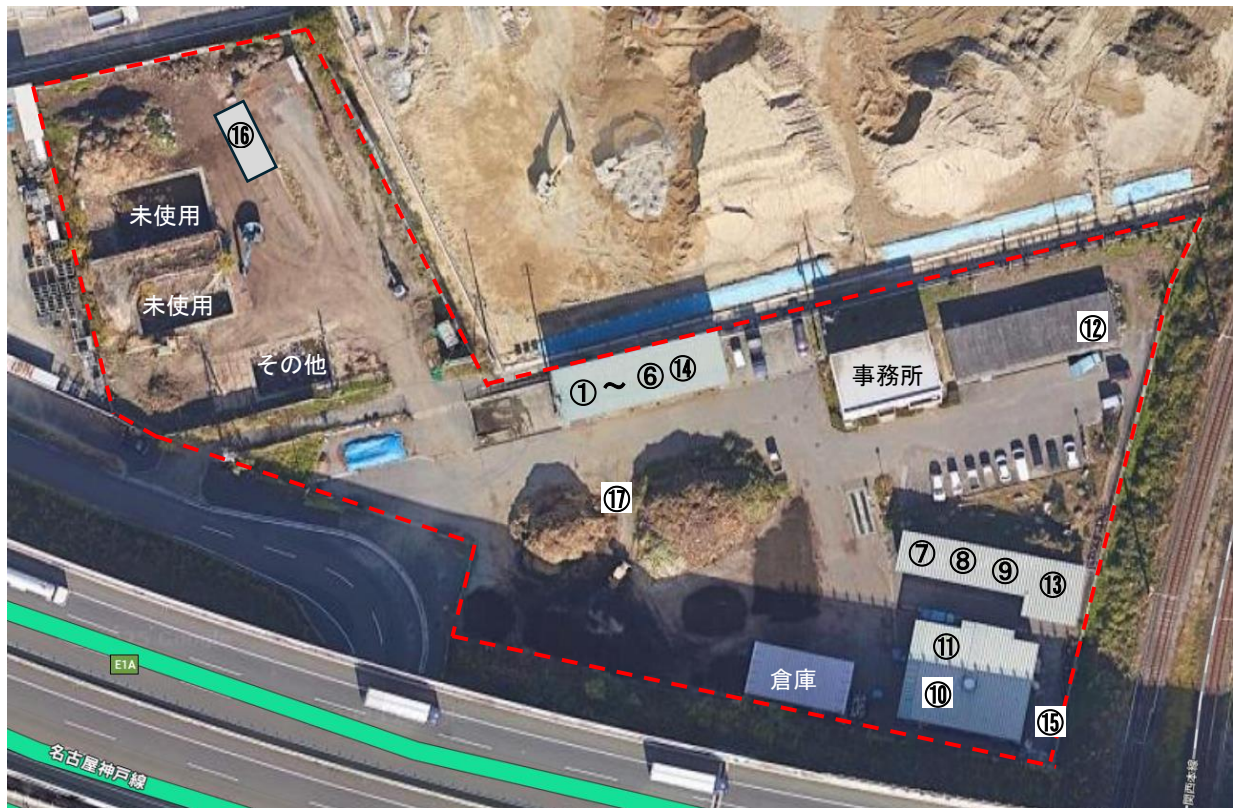
図 3-1 ごみ処理の流れ

※事業系ごみは民間事業者において適正に処理されています。

2. 施設の概要

本組合では、本地域の再生ごみを環境クリーンセンターで種類ごとに選別して一時保管するとともに、剪定枝を堆肥化しています。

環境クリーンセンター施設配置を図 3-2 に、区画別の保管箇所を表 3-1 に示します。



※google マップ

図 3-2 環境クリーンセンター施設配置図

表 3-1 区画別の保管箇所

分類		番号
一般ごみ		①
粗大ごみ		②
埋立ごみ		③
紙類	新聞紙・雑誌類	④
	ダンボール	⑤
	牛乳パック	⑥
びん類	白	⑦
	茶	⑧
	その他	⑨
金物類	スチール	⑩
	アルミ	⑪
布類		⑫
蛍光灯、電池、ライター、廃油等		⑬
小型家電		⑭
タイヤ・スプレー缶		⑮
事業系ごみ		⑯
剪定枝		⑰

3. ステーションの実態

地区別のステーション数及び世帯数等を表 3-2 に示します。

表 3-2 地区別のステーション数及び世帯数

地区		ステーション数	世帯数	世帯数/ステーション数
朝日町	縄生	86	888	10.3
	朝日ヶ丘	20	380	19.0
	小向	35	623	17.8
	柿	88	1,175	13.4
	埋縄	21	370	17.6
	山王谷	3	31	10.3
	白梅西	15	249	16.6
	白梅東	15	380	25.3
	向陽台	9	334	37.1
	計	292	4,430	15.2
川越町	豊田	158	2,043	12.9
	天神	63	467	7.4
	高松	51	1,013	19.9
	豊田一色	36	636	17.7
	南福崎	59	1,132	19.2
	当新田	68	745	11.0
	北福崎	47	565	12.0
	亀須	19	245	12.9
	亀崎	40	505	12.6
	上吉	9	108	12.0
	計	550	7,459	13.6

令和7年1月末

※ステーションとはステーション及び回収地点(箇所)を含む。

4. ごみ排出量の実績

(1) 朝日町

朝日町のごみ排出量実績を表 3-3 及び図 3-3 に、朝日町の一人一日当たり排出量実績を表 3-4 及び図 3-4 に示します。朝日町のごみ排出量実績は、令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。

品目別にみると、一般ごみは令和 3 年度に大きく減少しました。令和 3 年度の埋立ごみは一時的に増加しました。粗大ごみは令和 2 年度に大きく増加しましたが、概ね 120～160t/年間で推移しており、再生ごみは令和 3 年度以降 200t/年を超え微増傾向です。また、剪定枝は増減はあるものの概ね増加傾向です。事業系ごみは概ね 110～140t/年で推移しています。

表 3-3 朝日町のごみ排出量実績

	(t/年)				
	R1	R2	R3	R4	R5
年間ごみ排出量	2,321	2,432	2,493	2,411	2,277
家庭系ごみ	2,002	2,099	2,171	2,056	1,940
一般ごみ	1,396	1,412	1,329	1,402	1,288
埋立ごみ	301	336	495	327	306
粗大ごみ	117	156	137	117	134
再生ごみ	188	195	210	210	212
事業系ごみ	138	120	117	116	114
剪定枝等	181	213	205	239	223

出典：剪定枝以外は環境省 一般廃棄物処理実態調査結果、剪定枝は枝木搬入量、堆肥受渡量
(以下同様)

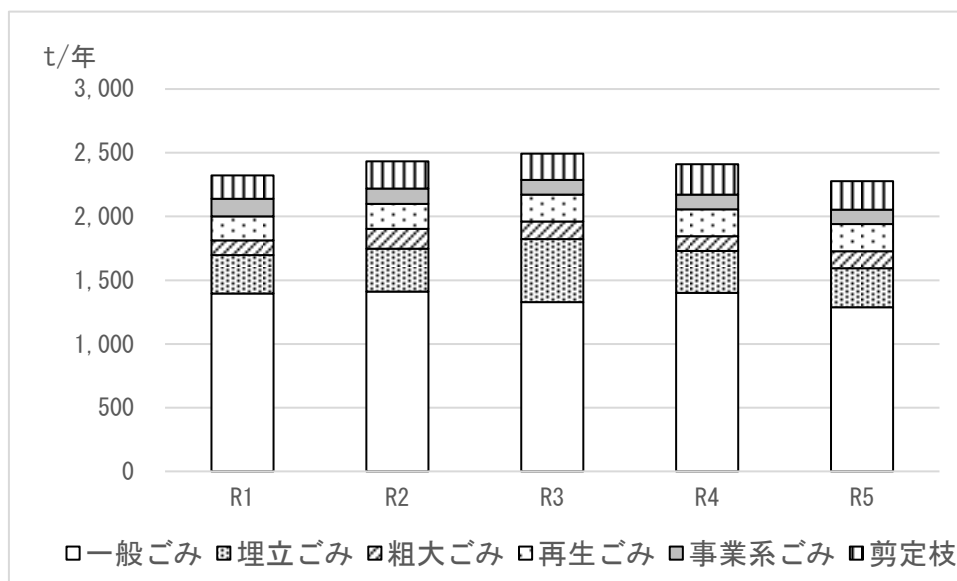


図 3-3 朝日町のごみ排出量実績

表 3-4 朝日町の一人一日当たり排出量実績

(g/人・日)

	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ排出量	577.8	606.8	617.4	594.7	563.7
家庭系ごみ	498.4	523.7	537.6	507.1	480.3
家庭系ごみ (再生ごみ等除く)	451.6	475.1	485.6	455.3	427.8
一般ごみ	347.5	352.3	329.1	345.8	318.9
埋立ごみ	74.9	83.8	122.6	80.7	75.8
粗大ごみ	29.1	38.9	33.9	28.9	33.2
再生ごみ	46.8	48.7	52.0	51.8	52.5
事業系ごみ	34.4	29.9	29.0	28.6	28.2
剪定枝等	45.1	53.1	50.8	58.9	55.2

※表示未満を四捨五入しているため、ごみ排出量とその内訳の合計は一致しないことがあります。

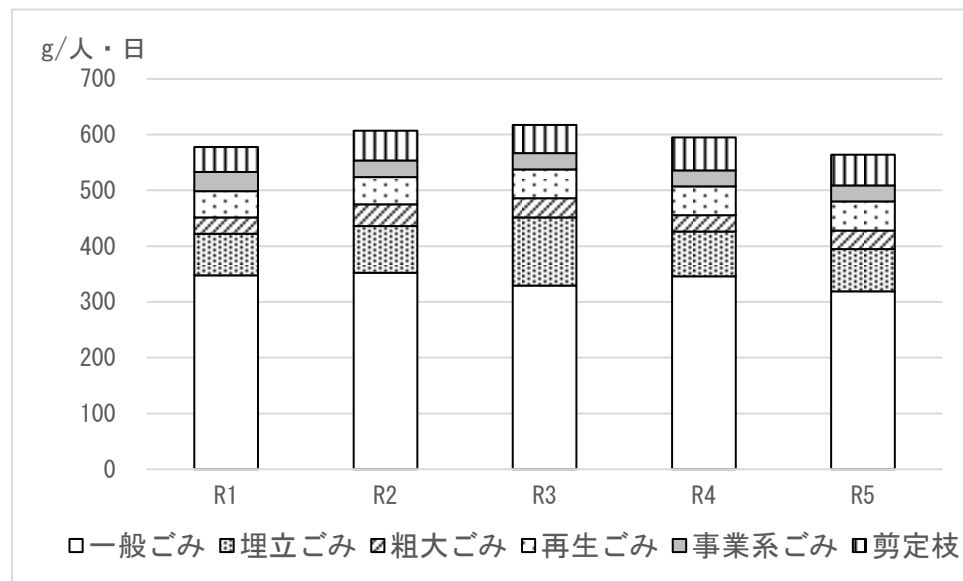


図 3-4 朝日町の一人一日当たり排出量実績

(2) 川越町

川越町のごみ排出量実績を表 3-5 及び図 3-5 に、川越町の一人一日当たり排出量実績を表 3-6 及び図 3-6 に示します。川越町のごみ排出量実績は、令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。

品目別にみると、一般ごみは令和 4 年度までほぼ横ばい状況となっており、令和 5 年度に減少しました。埋立ごみも同様に、令和 4 年度までほぼ横ばい状況となっており、令和 5 年度に減少しました。粗大ごみは大きく変動していますが、概ね 130～220t/年間で推移しています。再生ごみは、300t/年以上となっていますが減少傾向にあります。また、剪定枝は増減があるものの概ね横ばい傾向です。集団回収は令和 2 年度に大きく減少しその後微増しています。事業系ごみは令和 4 年度に最も増加しましたが、概ね 430～490t/年間で推移しています。

表 3-5 川越町のごみ排出量実績

	(t/年)				
	R1	R2	R3	R4	R5
年間ごみ排出量	3,470	3,623	3,678	3,611	3,363
家庭系ごみ	2,815	2,901	2,979	2,878	2,682
一般ごみ	1,835	1,855	1,889	1,906	1,764
埋立ごみ	455	506	558	514	464
粗大ごみ	171	219	170	142	127
再生ごみ	320	310	349	304	311
集団回収	34	11	13	12	16
事業系ごみ	433	470	447	485	433
剪定枝等	222	252	252	248	248

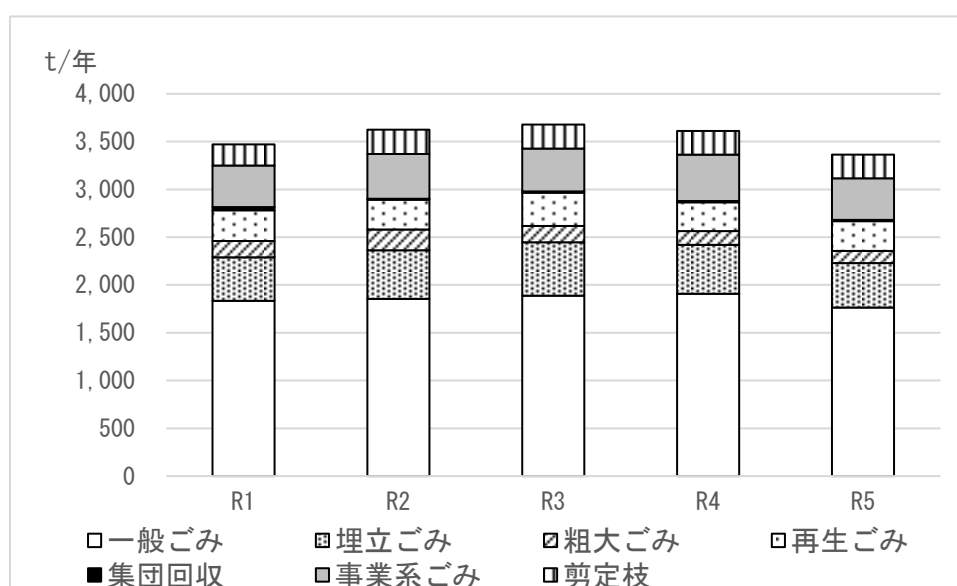


図 3-5 川越町のごみ排出量実績

表 3-6 川越町の一人一日当たり排出量実績

(g/人・日)

	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ排出量	626.5	651.9	650.4	636.4	589.0
家庭系ごみ	508.3	522.0	526.8	507.2	469.8
家庭系ごみ (再生ごみ等除く)	444.4	464.2	462.8	451.5	412.5
一般ごみ	331.3	333.8	334.1	335.9	309.0
埋立ごみ	82.2	91.0	98.7	90.6	81.3
粗大ごみ	30.9	39.4	30.1	25.0	22.2
再生ごみ	57.8	55.8	61.7	53.6	54.5
集団回収	6.1	2.0	2.3	2.1	2.8
事業系ごみ	78.2	84.6	79.1	85.5	75.8
剪定枝等	40.1	45.3	44.6	43.7	43.4

※表示未満を四捨五入しているため、ごみ排出量とその内訳の合計は一致しないことがあります。

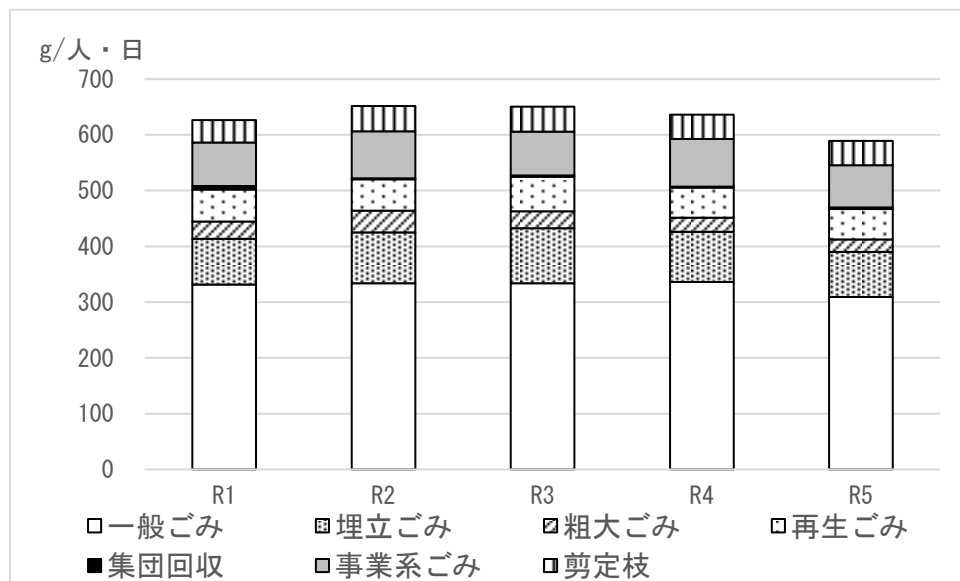


図 3-6 川越町の一人一日当たり排出量実績

(3) 本組合

本組合のごみ排出量実績を表 3-7 及び図 3-7 に、本組合の一人一日当たり排出量実績を表 3-8 及び図 3-8 に示します。本組合のごみ排出量実績は、令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。

品目別にみると、一般ごみは令和 4 年度までほぼ横ばい状況となっており、令和 5 年度に減少しました。埋立ごみは令和 3 年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向となっています。粗大ごみは令和 2 年度に大きく増加しましたが、概ね 260～380t/年間で推移しています。再生ごみは、500t/年以上となっていますが、減少傾向にあります。また、剪定枝は増減があるものの概ね増加傾向です。集団回収は令和 2 年度に大きく減少しその後微増しています。事業系ごみは令和 4 年度に最も増加しましたが、概ね 550～600t/年間で推移しています。

表 3-7 本組合のごみ排出量実績

	(t/年)				
	R1	R2	R3	R4	R5
年間ごみ排出量	5,791	6,055	6,171	6,022	5,640
家庭系ごみ	4,817	5,000	5,150	4,934	4,622
一般ごみ	3,231	3,267	3,218	3,308	3,052
埋立ごみ	756	842	1,053	841	770
粗大ごみ	288	375	307	259	261
再生ごみ	508	505	559	514	523
集団回収	34	11	13	12	16
事業系ごみ	571	590	564	601	547
剪定枝等	403	465	457	487	471

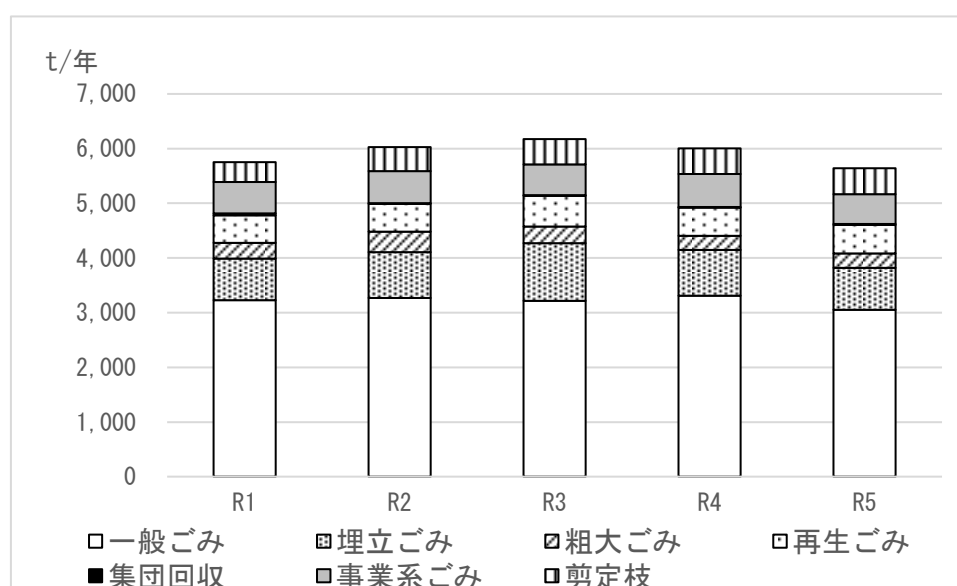


図 3-7 本組合のごみ排出量実績

表 3-8 本組合の一人一日当たり排出量実績

(g/人・日)

	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ排出量	606.0	633.0	636.7	619.0	578.6
家庭系ごみ	504.1	522.7	531.3	507.2	474.1
家庭系ごみ (再生ごみ等除く)	447.4	468.8	472.3	453.1	418.8
一般ごみ	338.1	341.5	332.0	340.0	313.1
埋立ごみ	79.1	88.0	108.6	86.4	79.0
粗大ごみ	30.1	39.2	31.7	26.6	26.8
再生ごみ	53.2	52.8	57.7	52.8	53.6
集団回収	3.6	1.1	1.3	1.2	1.6
事業系ごみ	59.8	61.7	58.2	61.8	56.1
剪定枝等	42.2	48.6	47.1	50.1	48.3

※表示未満を四捨五入しているため、ごみ排出量とその内訳の合計は一致しないことがあります。

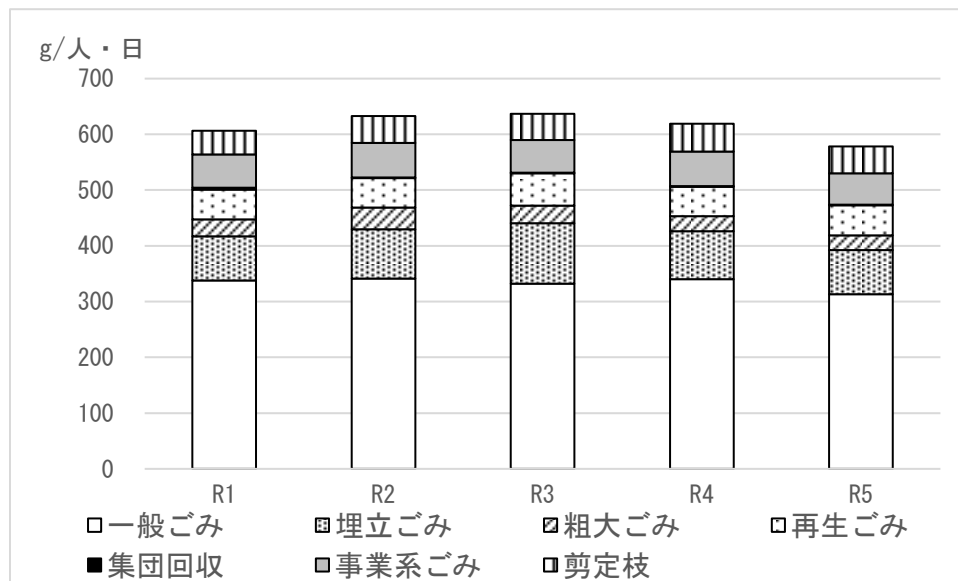


図 3-8 本組合の一人一日当たり排出量実績

第2節 リサイクルの状況

1. 再生資源回収の実績

(1) 朝日町

朝日町の再生資源回収の実績を表 3-9 に示します。

朝日町の再生資源回収は、びん類、かん類、雑誌類の順で多くなっており、特にかん類、雑誌類は過去 5 年間で最も回収量が多くなっています。

表 3-9 朝日町の再生資源回収の実績

(t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5
新聞・チラシ	6	11	14	14	13
雑誌類	17	23	26	26	30
びん類	28	53	49	47	43
かん類	10	20	22	21	41
ペットボトル	9	16	17	17	20
布類	14	27	27	22	26
牛乳パック	0	0	0	0	0
ダンボール	29	29	26	24	24
廃食用油	0	0	1	0	1
小型家電	13	15	14	12	14

出典:リサイクル収集量

(2) 川越町

川越町の再生資源回収の実績を表 3-10 に示します。

川越町の再生資源回収は、びん類、布類、ダンボールの順で多くなっており、特にびん類は過去 5 年間で最も回収量が多くなっています。

表 3-10 川越町の再生資源回収の実績

(t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5
新聞・チラシ	15	25	25	17	19
雑誌類	20	34	47	32	30
びん類	30	59	44	41	68
かん類	9	30	32	16	28
ペットボトル	14	29	30	29	31
布類	29	58	53	33	48
牛乳パック	0	0	0	1	1
ダンボール	27	40	36	34	33
廃食用油	1	0	1	1	1
小型家電	15	17	16	14	15

出典:リサイクル収集量

2. 枝木の堆肥化の実績

(1) 朝日町

朝日町の枝木の堆肥化の実績を表 3-11 に示します。

朝日町の実績は 180～240t/年で推移しています。そのうち、事業系剪定枝の排出が多く、令和 5 年では排出量の 70%を占めています。

表 3-11 朝日町の枝木の堆肥化の実績

(t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5
合計	181	213	205	239	223
家庭系剪定枝	99	77	69	68	67
事業系剪定枝	82	136	136	171	156

(2) 川越町

川越町の枝木の堆肥化の実績を表 3-12 に示します。

川越町の実績は 220～250t/年で推移しています。そのうち、事業系剪定枝の排出が多く、令和 5 年では排出量の 79%を占めています。

表 3-12 川越町の枝木の堆肥化の実績

(t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5
合計	222	252	252	248	248
家庭系剪定枝	99	108	63	69	52
事業系剪定枝	82	114	189	159	196
堆肥化	41	30	0	20	0

3. 生ごみ処理機等の補助実績

朝日町及び川越町の生ごみ処理機等の補助実績を表 3-13 に示します。

生ごみ処理機等の補助実績は 11～25 基/年で推移しています。

表 3-13 生ごみ処理機等の補助実績

(基/年)

	R1	R2	R3	R4	R5
朝日町、川越町の合計	11	25	24	13	23
生ごみ処理機	10	18	19	12	21
生ごみ処理容器	1	7	5	1	2

第3節 ごみ処理の課題

1. 排出抑制・再資源化

三重県の一人一日当たりの排出量の一覧を表 3-14 に示します。

本地域の一人一日当たりのごみ排出量は、県内で最小となっています。しかしながら、本地域におけるごみ処理は、一般ごみ、埋立ごみといった主要なごみの処理を四日市市クリーンセンターに委託しているため、さらなる排出抑制・再資源化の推進により環境負荷を低減させる必要があると考えられます。そのため、生産・流通・消費の各段階において、簡易包装やマイバッグ持参を促進するなど、ごみ発生を抑制する仕組みづくりが不可欠です。そのためには、住民、事業者、行政の三者が連携し、ごみ発生抑制の取組を推進・強化していく必要があります。環境教育での意識啓発活動を検討する必要があります。

排出抑制には現状のごみ質分析結果から、品目ごとにどのくらいの量が削減できるかを検討する必要があります。現状のごみ質分析結果によれば、家庭系一般ごみの水分含有率が高いことから、水切りを強化することで、排出量の削減が見込まれます。さらに、食品ロスの削減等を推進し一般ごみの排出量を減らす必要があります。埋立ごみについても、排出量ができる限り削減するために、埋立ごみの多くを占めるプラスチック類の分別収集にむけた検討が必要です。事業系ごみについても、水切りや食品ロスの削減等により、更なる減量化に取り組む必要があります。さらに、再資源化の推進には、ごみの分別の徹底が重要です。これらを住民に周知することが大切です。

また、再生ごみ等を除く一人一日当たりの家庭系ごみ排出量も、県内で最小となっています。近年では再生ごみの排出量が減少傾向にあることから、改めて住民に分別徹底を周知することが大切です。

表 3-14 三重県内市町の一人一日当たり排出量実績（令和 4 年度実績）

市区町村名	一人一日当たりの排出量				市区町村名	一人一日当たりの排出量			
	総排出量	家庭系ごみ	家庭系ごみ (再生ごみ等 除く)	事業系ごみ		総排出量	家庭系ごみ	家庭系ごみ (再生ごみ等 除く)	事業系ごみ
朝日町	595	507	455	29	伊賀市	779	585	492	195
川越町	636	507	452	85	木曽岬町	673	646	537	27
津市	985	720	581	264	東員町	702	647	509	55
四日市市	913	627	552	286	菰野町	810	617	515	193
伊勢市	1,083	741	592	342	多気町	982	741	624	241
松阪市	956	702	625	254	明和町	873	694	604	178
桑名市	858	601	529	258	大台町	877	705	577	172
鈴鹿市	928	653	568	276	玉城町	839	701	590	138
名張市	712	510	480	203	度会町	912	828	727	84
尾鷲市	1,036	813	679	222	大紀町	831	674	612	157
亀山市	937	749	667	187	南伊勢町	965	878	771	88
鳥羽市	1,324	795	671	529	紀北町	1,226	883	744	343
熊野市	1,087	892	744	194	御浜町	716	716	536	0
いなべ市	818	632	593	186	紀宝町	802	798	642	4
志摩市	1,119	804	706	315	県平均	921	671	575	250

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和 4 年度 環境省）、単位：g/人・日

※朝日町及び川越町の実績値は、環境省 一般廃棄物処理実態調査結果（剪定枝除く）に、朝日町及び川越町の剪定枝を含めて算出している。（表 3-4、表 3-6 参照）

2. 収集・運搬

収集・運搬においては、コスト抑制と環境負荷の低減を両立させる必要があります。収集運搬経路や頻度、ステーションの配置などを、地域の状況を鑑みながら検討していく必要があります。

3. 中間処理・最終処分

本地域では、一般ごみ、埋立ごみといった主要なごみの中間処理・最終処分を四日市市クリーンセンターに委託しています。ただし、一般廃棄物処理は市町村固有の事務であるため、本地域に適した最適な中間処理・最終処分を検討する必要があります。

4. プラスチックの資源化

廃プラスチックの資源化において重要な課題は、現在の処理方法であるサーマルリサイクル（焼却による発電）から、より高度なマテリアルリサイクル（再生利用）への移行です。環境省は「プラスチック資源循環促進法」に基づき、さらなる資源循環を推進しています。

これらを実現するためには、本組合のプラスチックの処理方法の方針を決める必要があります。また、住民へ適切な分別を促すための啓発活動が必要となります。廃プラスチックの適正処理に関する講習会の開催や広報活動を通じて、分別収集の意識を高めたり、分別方法の変更が伴う場合は、住民への丁寧な説明と周知を徹底する必要があります。

さらに、分別収集されたプラスチックを適切に処理できるリサイクル施設の整備の検討も必要となり、分別収集体制も強化する必要があります。

一方で、全ての廃プラスチックをマテリアルリサイクルすることは技術的・経済的に困難なため、現行の溶融・エネルギー回収といったサーマルリサイクルの適切な併用も検討が必要です。効率的かつ環境負荷の低い廃プラスチック処理体系（分別、収集・運搬、中間処理、最終処分）の構築を検討する必要があります。

第4章 計画の基本方針と目標

第1節 基本理念

持続可能な循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化、資源化、適正処理を推進するとともに、地域資源を最大限に活用します。これにより、地域の環境負荷を軽減し、次世代に継承できる快適で豊かな生活環境を確保します。また、法令を遵守し、国際社会が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）と調和した地域独自の取り組みを通じて、環境、経済、社会のバランスが取れた社会づくりを目指します。

第2節 基本方針

基本方針を以下のように定めます。

基本方針 1：ごみの減量化と資源循環の促進

排出抑制やリサイクルを推進し、地域特性を活かした資源循環の仕組みを整備します。特に食品ロスやプラスチック廃棄物の削減を重視し、リサイクルを推進します。

基本方針 2：法令遵守と社会動向への対応

「廃棄物処理法」、「食品ロス対策法」、「プラスチック資源循環促進法」などの関連法規を遵守し、国や県の基本方針や社会情勢の変化を反映した施策を実施します。

基本方針 3：地域と連携した持続可能な廃棄物管理体制の構築

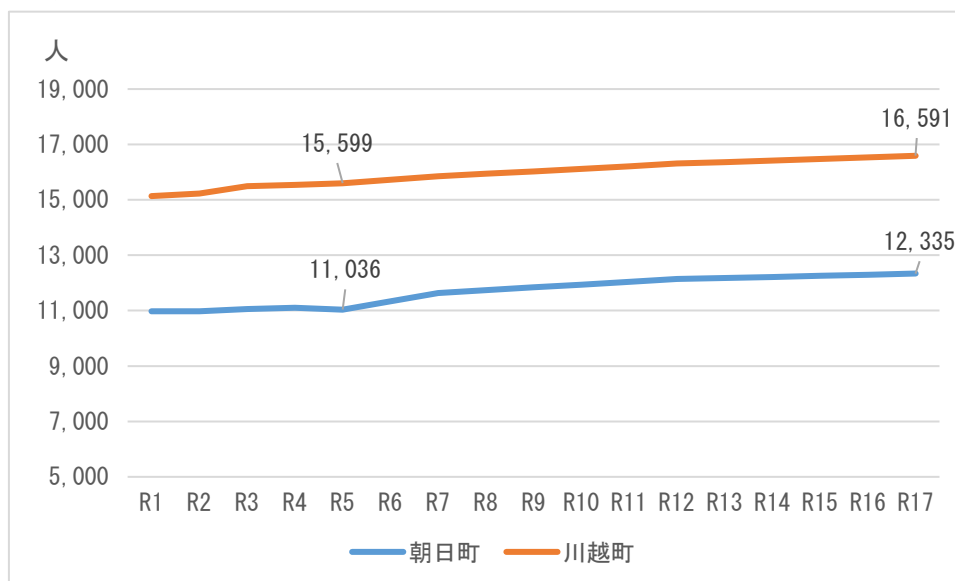
住民、事業者、行政が協力し、廃棄物管理の課題を共有し、適切な処理体制を構築します。また、教育・啓発活動を通じて、住民の理解と参加を促進します。

第3節 ごみ排出量の将来予測

1. 人口の予測

本地域の人口の実績値と予測値を図 4-1 に示します。

朝日町、川越町とも人口は増加傾向です。朝日町の令和 5 年度の人口実績は 11,036 人であり、朝日町の人口ビジョンによると令和 17 年度に 12,335 人に増加する見込みです。また、川越町の令和 5 年度の人口実績は 15,599 人であり、川越町の人口ビジョンによると令和 17 年度に 16,591 人に増加する見込みです。



※令和元年度から令和 5 年度は実績値(各年 10 月 1 日)、令和 17 年度は人口ビジョン

図 4-1 人口の実績と予測

2. ごみ排出量の予測

現状の施策下で推移した場合のごみ排出量の予測値を図 4-2～図 4-4 に示します。

前項の人口の増加に伴い、ごみ排出量は将来に渡り増加する見込みです。

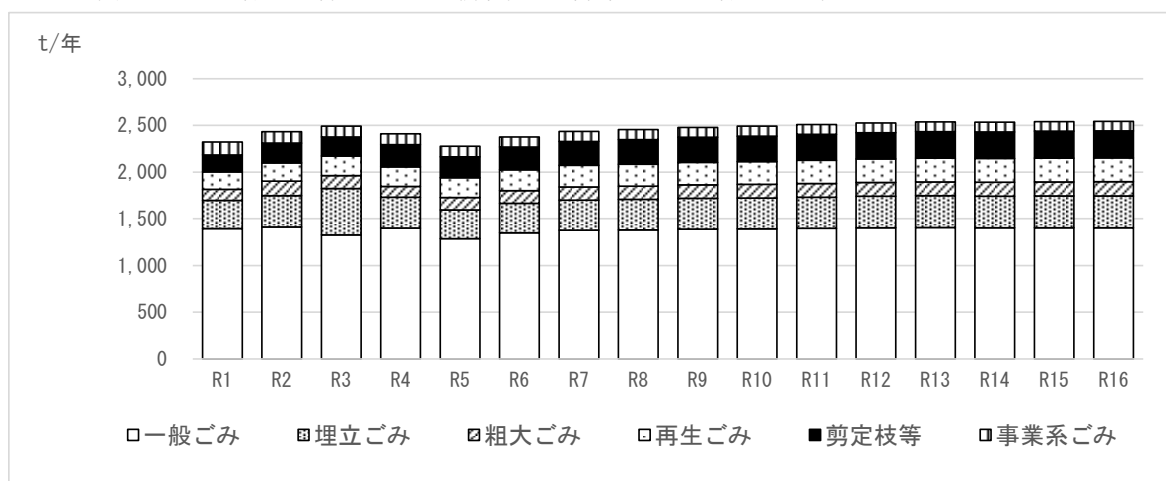


図 4-2 朝日町のごみ排出量の将来予測

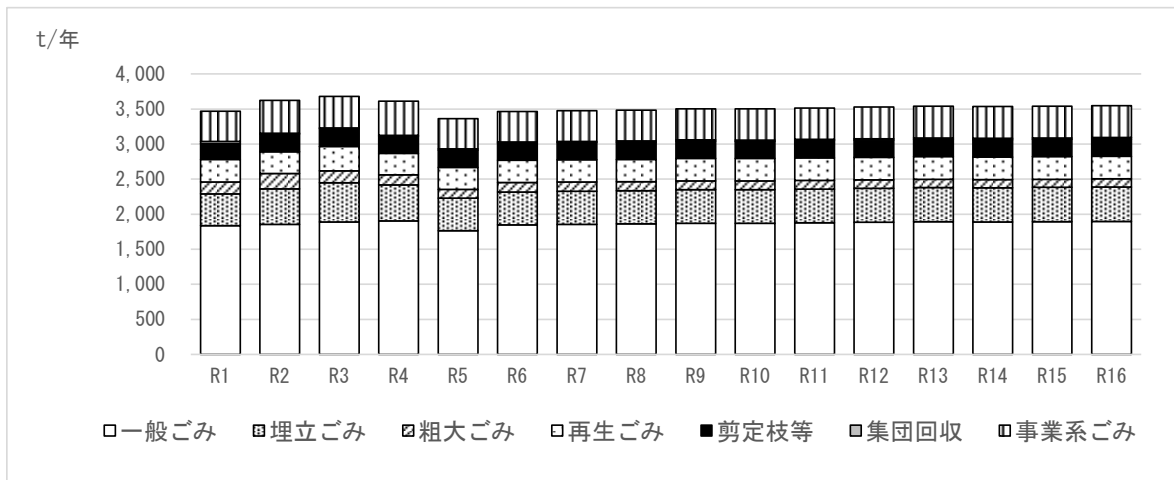


図 4-3 川越町のごみ排出量の将来予測

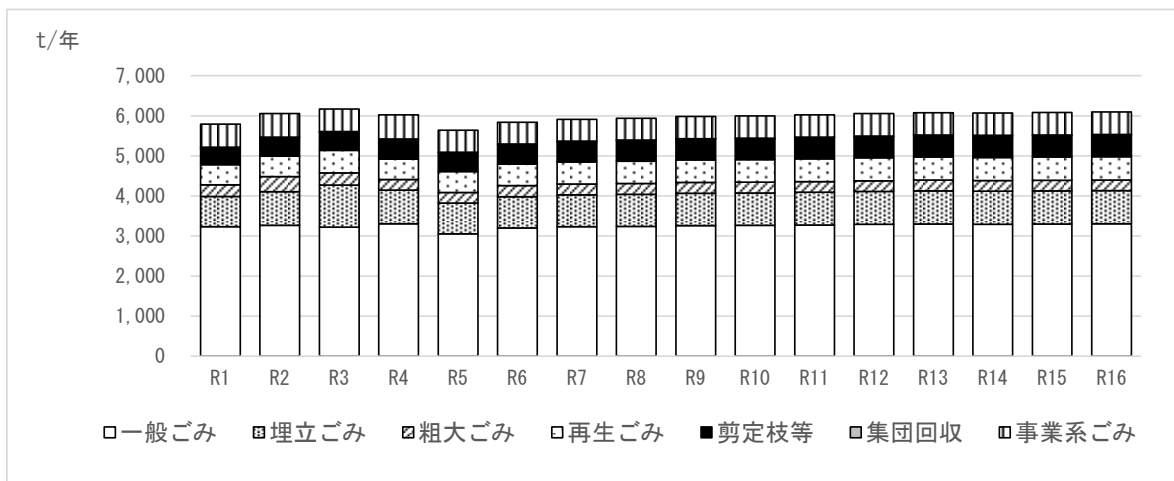


図 4-4 本組合のごみ排出量の将来予測

第4節 数値目標の設定

1. 数値目標の設定

ごみ排出量の目標を表 4-1 に示します。一人一日当たりごみ総排出量は 4%～5.3%の削減、一人一日当たり家庭系ごみ排出量は 5%～6.4%の削減、一人一日当たり再生ごみ等を除く家庭系ごみ排出量は 8.3～10.8%の削減となります。

表 4-1 ごみ排出量の目標

	朝日町			川越町			本組合		
	R5	R11	R16	R5	R11	R16	R5	R11	R16
	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)
A. 一人一日当たりごみ総排出量	563.7	540.9	537.0	589.0	563.7	557.8	578.6	553.9	548.9
(令和5年度からの削減率)	—	4.0%	4.7%	—	4.3%	5.3%	—	4.3%	5.1%
B. 一人一日当たり家庭系ごみ排出量	480.3	453.8	449.8	469.8	446.5	441.5	474.1	449.6	445.1
(令和5年度からの削減率)	—	5.5%	6.4%	—	5.0%	6.0%	—	5.2%	6.1%
C. 一人一日当たり再生ごみ等を除く家庭系ごみ排出量	427.8	386.4	381.5	412.5	378.4	373.7	418.8	381.8	377.1
(令和5年度からの削減率)	—	9.7%	10.8%	—	8.3%	9.4%	—	8.8%	10.0%

※実績値は環境省 一般廃棄物処理実態調査結果(剪定枝除く)に、朝日町及び川越町の剪定枝を含めて算出している。

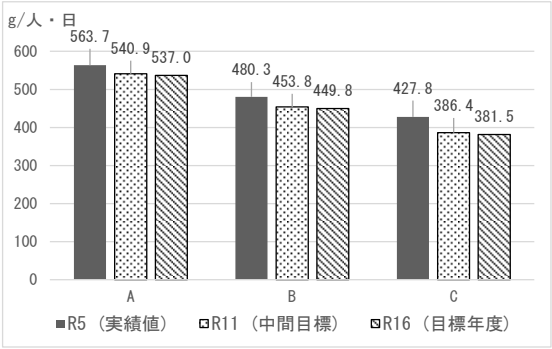


図 4-5 朝日町のごみ排出量の目標

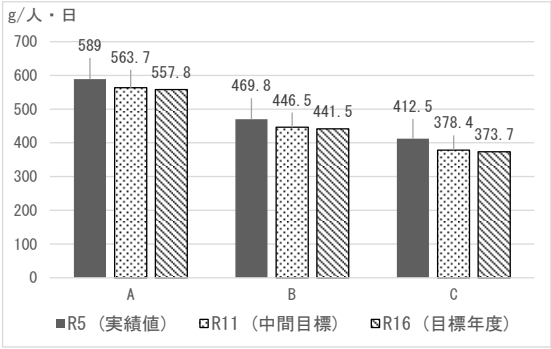


図 4-6 川越町のごみ排出量の目標

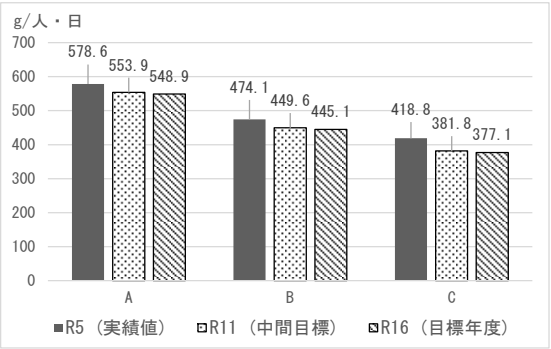


図 4-7 本組合のごみ排出量の目標

2. 一人一日当たりの削減量の設定

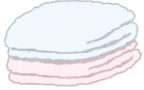
前項の目標値を達成するために、一人が一日当たりに削減する目標値を表 4-2 に示します。

一般ごみには、紙類や食べ残しなどのちゅう芥類（生ごみ）などが多く含まれています。そこで、可燃ごみの組成から削減可能な量を設定しました。一般ごみに含まれている紙類や布類の分別、食べ残し等の削減、水切りの強化により、一人一日当たり 41g（26g+15g）の削減を目指します。

表 4-2 一人一日当たりの削減量目標値

			平均ごみ質 (湿ベース)	R1～R5年度 平均排出量 内訳	削減目標	削減割合	削減対策
			%	g/人・日	g/人・日	%	
一般ごみ	組成	紙類	48.0	159.8	10	6.3	紙類の分別
		布類	4.5	15.0	1	6.7	布類の分別
		プラスチック類	7.1	23.6			
		木・竹・ワラ類	3.2	10.7			
		厨芥類	35.0	116.5	15	12.9	食べ残し等の削減
		不燃物類	0.3	1.0			
		その他	1.9	6.3			
		合計①	100.0	332.9	26		
	三成分	水分	54.8	182	15	8.2	水切りの強化
		灰分	4.7	16			
		可燃分	40.6	135			
		合計②	100.0	332.9	15		

削減量の目安

紙類を再生ごみに分別する		A4 用紙 2.5 枚で約 10g
布類を再生ごみに分別する		タオル(薄め) 1/50 枚で約 1g
食べ残しを減らす		ロールパン 1/2 個で約 15g
水切りを徹底する		ティーバッグの水分 1.5 個で約 15g

※重量は目安です。

3. 目標を達成した場合の将来予測

前項の目標を達成した場合の将来予測を表 4-3 及び図 4-8 に示します。

本計画では、一人一日当たりごみ排出量を実績値より削減する目標としましたが、本地域の人口は増加傾向であるため、目標を達成した場合でも、年間ごみ排出量は、増加が推測されます。

ただし、図 4-8 に示すように現行の施策を続けた場合と比べると、目標を達成した場合のごみ排出量は減少します。

表 4-3 ごみ排出量の将来予測

(t/年)

	朝日町			川越町			本組合		
	R5	R11	R16	R5	R11	R16	R5	R11	R16
	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)	(実績値)	(中間目標)	(目標年度)
年間ごみ排出量	2,277	2,376	2,410	3,363	3,337	3,368	5,640	5,713	5,778
家庭系ごみ	1,940	1,994	2,019	2,682	2,643	2,666	4,622	4,637	4,685
一般ごみ	1,288	1,218	1,221	1,764	1,636	1,650	3,052	2,854	2,871
埋立ごみ	306	333	340	464	481	491	770	814	831
粗大ごみ	134	147	151	127	123	115	261	270	266
再生ごみ	212	296	307	311	385	389	523	681	696
剪定枝	223	277	289	248	246	246	471	523	535
集団回収	0	0	0	16	18	21	16	18	21
事業系ごみ	114	105	102	433	448	456	547	553	558

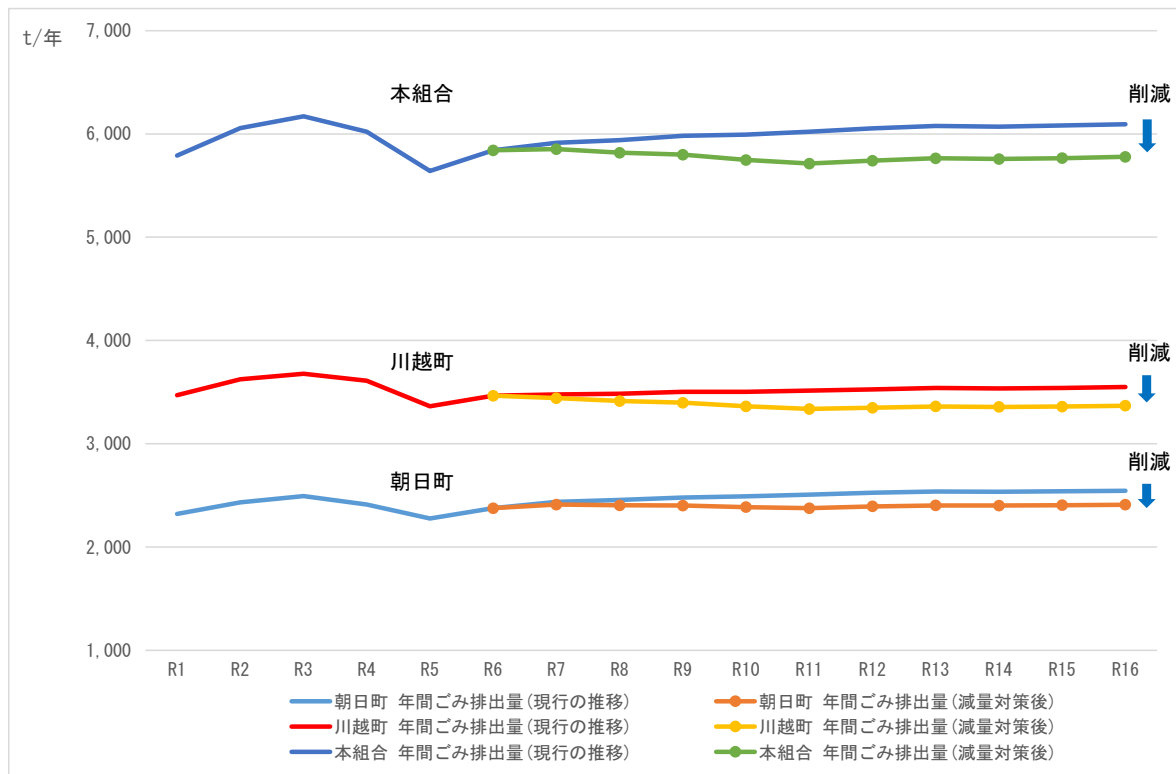


図 4-8 本組合のごみ排出量の将来予測

第5章 ごみの発生抑制・排出抑制計画

第1節 家庭系ごみの減量化施策

家庭系ごみの減量化を進めるためには、地域社会全体での取り組みが不可欠です。本計画では、以下の施策を通じて家庭系ごみの削減を目指します。

1. 分別収集の徹底とリサイクル率の向上

家庭から出る全てのごみの分別収集を徹底し、リサイクル率の向上を目指します。住民が分別収集に参加しやすいよう、ごみの出し方ハンドブックの配布のほか、分別方法をよりわかりやすく説明するための周知を図ります。また、収集スケジュールの見直しや回収拠点の充実を図ることで利便性を向上させ、より多くの住民がリサイクル活動に参加できる仕組みを構築します。

2. ごみの発生抑制のための活動の推進

ごみの発生を抑制するための活動を広く展開します。具体的には、家庭でのマイバッグやマイボトルの利用推進、使い捨てプラスチック製品の利用削減、不要な製品を購入しない「脱消費」スタイルの啓発活動を行うとともに、学校教育や地域イベントを活用し、子どもから高齢者まで幅広い世代に向けた環境教育を実施します。

家庭系ごみの排出量は現状ではやや減少傾向を示していますが、今後増加に転ずる場合は、ごみの有料化に向けて検討する必要があります。ごみ有料化により、ごみの発生抑制や分別の徹底が期待され、ごみ削減に効果があるといわれています。ただし、住民の理解を十分に得る必要があるため、ごみの有料化の導入を検討する際には、制度設計などを検討したうえで、慎重に導入を進めていく必要があります。まずは、住民説明会やパブリックコメントを実施し、広く意見を募るとともに、先行自治体の事例研究や経済的影響の試算など、具体的なデータに基づいた検討を行う必要があります。その上で、段階的な実施や減免制度の整備など、住民の負担に配慮した制度設計を目指します。また、有料化による収入は、循環型社会の構築に向けた取り組みに活用することを明確にし、住民の理解と協力を得られるよう努めます。

3. 住民の役割

朝日町と川越町では、ごみの減量化や資源循環型社会の実現に向けて、住民一人ひとりの果たす役割が大きな鍵を握っています。日々の生活の中で、ごみを減らし、正しく分別し、リサイクルを推進することで、地域全体の環境負荷を軽減し、次世代に豊かな環境を引き継ぐことができます。

(1) ごみの発生抑制（リデュース）

- ・食品や日用品を適量だけ購入し、不要な購入を控えることで、廃棄物の発生を抑えます。特に食品については、賞味期限や消費期限の正しい理解と適量購入を心掛けることで、食品ロス削減に貢献します。

- ・マイバッグやマイボトルを利用し、使い捨て容器や包装材の使用を減らします。

(2) 再使用（リユース）

- ・家庭で不用となった品物をリサイクルショップやフリーマーケットなどのリユースショップで再利用することで、廃棄物量の削減に努めます。
- ・購入時に耐久性のある製品を選択したり、リユースショップで再利用して、長期間使用することで廃棄物の発生を抑えます。

(3) 資源の再生利用（リサイクル）

- ・家庭から出る廃棄物を適切に分別し、地域のルールに従って排出します。特に、新聞・雑誌、缶類、ビン類、ペットボトル等、リサイクル可能な資源を適切に分別することが重要です。
- ・購入の際にはリサイクル可能な製品を選び、資源ごみを積極的に回収に出すことで、地域の資源循環に貢献します。

(4) 生ごみの減量と処理

- ・生ごみを排出する際には、水切りをしっかりと行い、重量を減らします。
- ・生ごみを堆肥化するために家庭用生ごみ処理機などを活用し、廃棄物量の削減と資源化を進めます。
- ・生ごみのステーション回収や環境クリーンセンターでの堆肥化処理を継続します。(川越町のみ)

(5) 環境教育と啓発活動への協力

- ・廃棄物に関する地域イベントや環境学習会に積極的に参加し、環境保全の意識を高めます。
- ・家庭内での廃棄物削減の取り組みを子どもたちに教え、次世代への意識継承に努めます。

第2節 事業系ごみの減量化施策

事業系ごみの減量化は、地域の環境負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するための重要な課題です。本計画では、以下の施策を通じて事業系ごみの削減を推進します。

1. 事業者の自主的取組の促進

事業者自身が廃棄物の排出量を削減するための具体的な計画を策定し実施するよう支援します。また、包装材の簡略化、長期使用可能な製品の採用などによる事業者のごみ減量や資源化に対する意識向上を図ります。さらに、事業活動全般におけるごみ発生抑制を促進します。

2. ごみ処理費用の適正化

排出者に適正な負担を求めるための処理手数料の適正化については、周辺地域との均衡等も考慮した上で検討します。

3. 行政・事業者間の連携強化

地域の廃棄物管理を効率化するため、行政と事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者との情報交換に努めます。これにより、不適正排出対策を強化し、地域全体での減量化目標達成を目指します。

4. 事業者の役割

朝日町と川越町では、事業者が果たす役割として、廃棄物の削減や資源循環の推進が求められています。事業活動の中で環境負荷を軽減する取り組みや、地域社会との連携を強化することで、循環型社会の実現に貢献することが可能です。

(1) 廃棄物排出抑制への取り組み

- ・生産・販売・流通の各段階で、ごみの発生を最小限に抑える計画を策定します。例として、簡易包装やリターナブル容器の導入、無駄のない生産プロセスの確立が挙げられます。
- ・飲食店や食品関連事業者は、食品廃棄物を減らすためのメニュー改善、賞味期限間近の食品の有効活用、フードバンクとの連携を進めます。

(2) 分別とリサイクルの徹底

- ・生産工程や事務所で発生する一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適正に処理するとともに、リサイクル可能な資源を最大限に活用します。

(3) 環境に配慮した製品・サービスの提供

- ・拡大生産者責任に基づき、再利用可能な素材やリサイクル素材を用いた製品の設計を進めます。
- ・顧客に対して、環境負荷を軽減する選択肢を提案します。例として、デジタル化による紙の使用削減やシェアリングエコノミー※1の活用があります。

※1 シェアリングエコノミー

インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産（場所・モノ・スキル等）をシェア（売買・貸し借り等）することで生まれる新しい経済の形です。

シェアリングエコノミーは主に5つのサービスに分類されます。

- ・空間のシェア：会議室・駐車場・民泊
- ・モノのシェア：フリーマーケットサービス・レンタルサービス
- ・スキルのシェア：家事代行・育児・知識 料理・介護・教育・観光
- ・移動のシェア：相乗り・シェアサイクル・カーシェア
- ・お金のシェア：クラウドファンディング

出典：消費者庁 シェアリングエコノミー 利用ガイドブック

(4) 廃棄物処理の排出事業者責任の徹底

- ・事業者は廃棄物処理の法令に基づき、自らの責任において適正に処理します。違法な不法投棄や処理費用の負担逃れを防ぎます。
- ・廃棄物処理業者と協力し、適正処理とリサイクル率の向上を目指します。

(5) 地域社会との連携

- ・地域で実施される清掃活動や環境イベントに積極的に参加し、地域住民との連携を強化します。
- ・自社内や地域の学校を対象とした環境教育プログラムを実施し、次世代への意識啓発を図ります。

第3節 食品ロス削減の推進

食品ロス削減は、環境負荷の軽減と資源の有効活用を図る上で重要な施策です。以下の取り組みを通じて、食品ロスの削減を推進します。

1. 住民向け啓発活動の強化

住民に対し、食品ロス削減の重要性を周知するため、広報、町ホームページ、スマートフォン向けアプリケーションを活用した情報発信を拡充することを検討します。また、映像やチラシといった啓発媒体を充実させ、学校や地域イベントを通じた教育・啓発活動を展開します。これにより、住民一人ひとりが食品ロス削減に向けた行動を実践する意識を高めます。

2. 事業者との連携推進

外食産業や小売店と連携し、「食べきり推進店制度」などを活用して食品の無駄を減らす取り組みを検討します。また、「三重県のみんなえがおに！学んで減らそう食品ロス※2」などを参考に制度の導入や事業者が食品ロス削減に積極的に関与できる仕組みを検討します。さらに、フードバンクの活用を促進し、余剰食品を地域福祉に役立てる取り組みを支援することを検討します。

また、川越町では家庭で処分できずに余っている食品を回収し、食べ物を必要としている生活困窮世帯や社会・児童福祉施設、生活困窮者を支援する団体等へ寄付する活動（フードドライブ）を継続します。

※2 みんなえがおに！学んで減らそう食品ロス

三重県では以下のような食品ロス削減対策を行っています。

飲食店との連携：箸袋や卓上ポップを活用し、食べ残し削減を呼びかけています。

食品小売業との協力：レールポップを使用して、期限の早い食品から購入するよう促しています。

教育機関との協働：皇學館大学の学生がデザインした啓発資材を使用しています。



出典：三重県ホームページ

フードドライブの実績

	令和6年度
朝日町	取組実績なし
川越町	263点

3. 教育・普及啓発の推進

小学生などを対象とした社会見学や出前講座を実施し、次世代を担う子どもたちへの食品ロス削減教育を推進します。朝日町では、災害用備蓄食料の入れ替え時に町民へ配付する取り組みを行い、川越町では「もったいない講座」を実施しています。

また、教育委員会や地域の大学、事業者、住民団体等との連携を強化し、広範囲な啓発活動を検討します。

4. 最新知見の活用と他自治体との協力

全国の自治体に参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※3」に参画するなど、他市町村の事例や最新の知見を取り入れることを検討します。また、三重県や周辺自治体との連携を強化し、地域特性に合った効果的な食品ロス削減施策を検討します。

※3 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

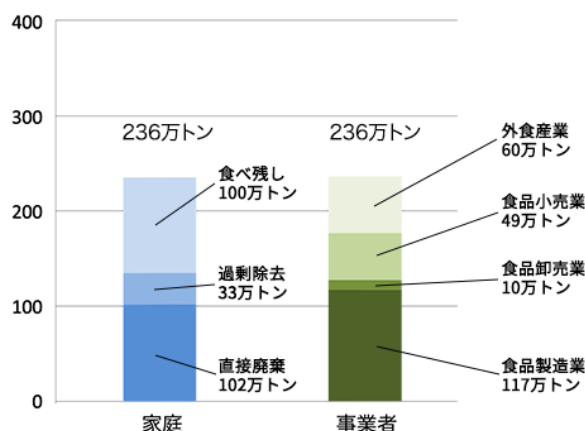
2016年度、福井県から全国の地方公共団体にネットワークへの参加呼び掛けを行ったところ、北海道から沖縄県まで、日本全国から44都道府県、201市区町村の参加を得て、2016年10月10日に「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を設立しました。

5. 食品ロス量の実態把握と目標設定

家庭系及び事業系ごみ中の食品廃棄物の割合を把握する調査を実施し、そのデータを基に具体的な削減目標を設定することを検討します。これにより、計画の進捗状況を定量的に評価し、必要に応じて施策を改善します。

「食品ロス」-まだ食べられるのに廃棄される食品

国は、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量を削減するため、様々な取組を推進しています。その結果、2000年度に980万トンあった食品ロス量は、2022年度に472万トンまで減少しました。しかし、この食品ロスを国民一人当たりで換算すると、まだお茶碗約1杯分(約103g)の食べものが毎日捨てられていることになります。



出典:環境省「食品ロスポータルサイト」

第4節 廃プラスチック対策

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、廃プラスチックの資源化を推進し、環境負荷の低減を目指します。この法律が定める「マテリアルリサイクル（物質の性質を変えずに、新たな製品の材料として再利用する方法）」を中心に、地域特性に応じた具体的施策を検討します。今後検討すべき内容は以下のとおりです。

1. プラスチック廃棄物の分別収集とリサイクルの促進

プラスチック廃棄物のマテリアルリサイクルを行う際には、事前にプラスチック類の分別方法を検討します。また、新たな分別ガイドラインを作成・配布し、回収体制の強化を検討するとともに、収集したプラスチック廃棄物は、再生可能な資源としての利用価値を高めるため、選別精度の向上とリサイクル技術の導入を検討します。

2. サーマルリサイクルの有効活用

技術的・経済的理由でマテリアルリサイクルが難しい場合、現状の熱回収（サーマルリサイクル）を継続させます。

3. 啓発活動と連携体制の構築

プラスチックは自然界で分解されにくいため、ポイ捨てされると、そのまま長い間残り、最終的には海に流れ出て環境を汚して、海の生き物にも悪影響を及ぼします。プラスチック廃棄物削減のため、住民や事業者に対する啓発活動を強化し、リサイクルの重要性や具体的な取り組み方を周知することで、地域全体での参加を促します。また、行政、企業、リサイクル業者が連携し、効果的な資源循環体系の構築を目指します。



海岸に流れ着いた、ペットボトルなど大量のプラスチックごみ

出典：経済産業省ホームページ

4. プラスチックを分別した場合のごみ量の予測（参考）

プラスチック製容器包装や製品プラスチックを分別した場合の埋立ごみ量の変化を図 5-1 に示します。

【プラスチックの一人一日当たり排出量の算出根拠】

- ・プラスチック製容器包装のごみ全体に占める割合……………7.4%
(市町村分別収集計画策定の手引き 十訂版 令和4年5月 環境省)
- ・製品プラスチックのごみ全体に占める割合……………0.5%
($7.4 \times 5.51 \div 89.55 = 0.455 \div 0.5$)
- ・プラスチックごみに含まれる製品プラスチックの割合……………5.51%
- ・プラスチックごみに含まれるプラスチック製容器包装の割合……………89.55%
(プラスチック製容器包装廃棄物の組成調査及び残渣要因分析業務報告書 令和4年3月 環境省)
- ・令和元～5年度の本組合の一人一日ごみ総排出量の平均値……………614.7g/人・日

したがって、

プラスチック製容器包装の一人一日排出量……………45.5g/人・日
($614.7 \times 7.4 \div 100 = 45.488 \div 45.5$)

製品プラスチックの一人一日排出量……………3.1g/人・日
($614.7 \times 0.5 \div 100 = 3.0735 \div 3.1$)

【埋立ごみに含まれるプラスチック類の資源化可能量】

埋立ごみには、48.6g/人・日（45.5+3.1）の分別可能なプラスチック類が含まれています。これら（プラスチック製容器包装廃棄物、製品プラスチック）を埋立ごみから分別できるとすると、令和5年度の本組合の人口実績値は26,635人であるため、図 5-1 に示すように、770 t の埋立ごみから 474 t のプラスチック類が資源化されることになります。
($48.6\text{g/人・日} \times 366\text{日} \times 26,635\text{人} \div 10^6 \div 474$)

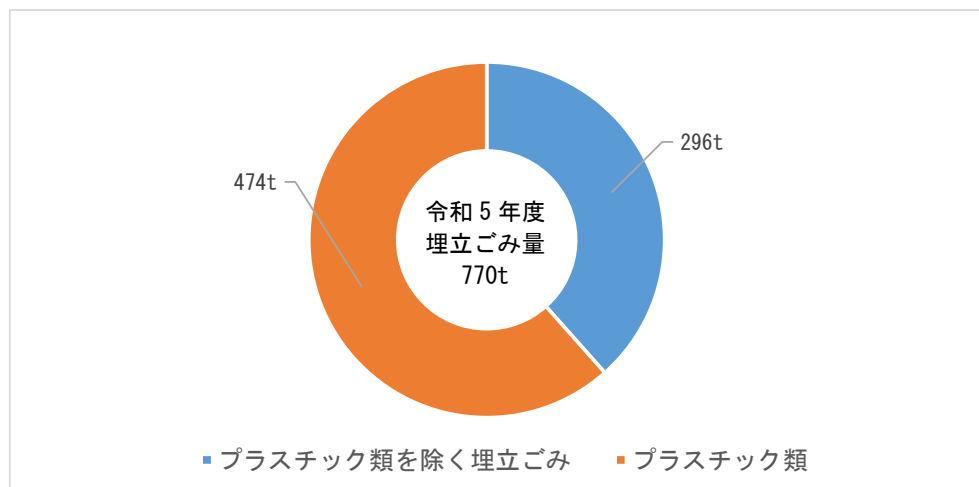


図 5-1 埋立ごみに含まれる分別可能なプラスチック類の量

第6章 収集運搬・中間処理・最終処分計画

第1節 収集運搬計画

適切な分別と排出ルール of 徹底、効率的な収集体制の構築、環境負荷の低減などを旨し、地域の特性に合わせた収集体制と周知活動を通じて、持続可能な循環型社会の形成を旨することとします。

1. 収集頻度・収集形態

朝日町及び川越町では、以下の収集頻度・収集形態が採用されており、今後も現状を維持します。特に再生ごみの分別について徹底するよう住民に周知します。

表 6-1 収集頻度・収集形態

区分	収集頻度	収集形態
一般ごみ (生ごみ、紙くず、草・落葉)	週 2 回収集	一般ごみ用指定袋を使用し、町内各所に設置されたステーションに出す。
埋立ごみ (ガラス、陶器類、革製品、プラスチック容器包装類(例：菓子の袋、シャンプー容器)、製品プラスチック、その他リサイクル不可能なもの)	週 1 回収集	埋立ごみ用指定袋を使用し、町内各所に設置されたステーションに出す。
粗大ごみ (大型家具、家電など)	3 か月に 1 回程度収集	3 か月に 1 回程度、町内各地区に設置された所定の場所に出す。
再生ごみ (紙類(新聞、段ボール)、布類、飲料用びん、缶、金属製品、ペットボトルなど)	隔週での収集、一部委託収集	以下のように品目ごとに定まった方法で、町内各所に設置されたステーションに出す。 A群 新聞紙・折込チラシ(ひもでしばる) B群 雑誌類(ひもでしばる) C群 びん類(びん用指定袋)、かん類(かん用指定袋)、ペットボトル(ペットボトル用指定袋) 金物類(ビニール袋等)、布類(ビニール袋等)、ダンボール(ひもでしばる) 牛乳パック(ひもでしばる)、スプレー缶類(ビニール袋等)

2. 排出時間

ごみは収集日の朝 8 時半までにステーションに出す必要があります。時間外の排出は禁止されており、住民がルールを守るよう、定期的に注意喚起を行います。

3. 収集方法

本地域のごみは、専用の収集車両によりステーションから収集・運搬します。分別状況を確認しながら収集が行われ、適切に分別されていない場合は回収せず、取り残しシールを貼るなどして改善を促します。

現在は主にステーション（粗大ごみは所定の場所）からの収集を行っていますが、高齢化の進展により、ステーションにごみ出しができない高齢者世帯等の増加が予想されています。これらの世帯を支援するため、個別収集など、負担軽減を図るための支援について検討を行います。

4. 住民への周知

廃棄物の適正な分別と排出には、住民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。朝日町と川越町では、分かりやすい情報提供と積極的な啓発活動を通じて、住民全体でごみ減量や資源循環に取り組む体制を築いています。地域の絆を活かし、共に持続可能な社会を実現します。

- ・ごみ出しルールを記載したハンドブックやごみ収集日程表の配布による周知
（外国人向けに5か国語対応版を作成）
- ・地域イベントや説明会を通じた直接的な啓発活動の実施
- ・広報紙、ホームページ、SNSなどの媒体を活用した継続的な情報発信
- ・分別方法の変更や新しい施策については、速やかに住民へ周知する体制を整備

第2節 中間処理計画

本組合では、一般ごみや埋立ごみを四日市市クリーンセンターへ処分依頼し、再生ごみや剪定枝は朝日町、川越町組合立クリーンセンターで貯留及び選別処理をしています。今後もこの処理方法を継続しますが、埋立ごみについては、将来的には廃プラスチックの分別収集を行い、マテリアルリサイクルを推進することを検討します。

1. 廃プラスチックの現行処理方法

現在、本地域で発生する廃プラスチックの処理は、四日市市へ委託しています。四日市市では、廃プラスチックを燃焼する過程で発生する熱を回収（サーマルリサイクル）し、エネルギー利用（発電等）を実施しています。

2. 将来的な方向性

環境省が推進する「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえ、マテリアルリサイクルの推進を検討します。さらに、廃プラスチックの資源化を強化するため、以下の施策を検討します。

(1) 分別回収の強化

廃プラスチックをマテリアルリサイクル可能な状態で処理するため、分別収集体制を検討します。資源化可能なプラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）を埋立ごみから明確に区別し、マテリアルリサイクルすることを検討します。

(2) リサイクル施設の活用

分別収集されたプラスチックは、専用のリサイクル施設でマテリアルリサイクルを実施し、再生プラスチック製品の原料として利用します。なお、プラスチックリサイクル施設は、自前で整備する方法、民間事業者に委託する方法など様々な可能性を検討します。

(3) サーマルリサイクルの併用

マテリアルリサイクルが技術的・経済的に困難な場合は、引き続きサーマルリサイクルを活用します。これにより、リサイクルできないプラスチックについてもエネルギーとして有効活用します。

3. インフラ整備と住民への啓発

廃プラスチックの分別・リサイクルを推進するため、以下の取り組みを検討します。

- ・リサイクルインフラの整備：分別収集のための容器設置、リサイクル施設の拡充を検討する
- ・住民啓発活動：廃プラスチックの適正処理に関する講習会や広報活動を通じて、分別収集の意識を高める

第3節 最終処分計画

本地域の一般ごみ、埋立ごみ、粗大ごみは四日市市へ処分委託を実施しており、全量資源化されています。また、再生ごみについては、民間事業者等で全量資源化されています。

今後もこのように最終処分量ゼロを維持することとします。

第4節 その他の対策

1. 災害廃棄物に関する対策

朝日町では平成 28 年 5 月（令和 4 年度改定）に「朝日町災害廃棄物処理計画」を、川越町では令和 3 年 3 月に「川越町災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、三重県、近隣市町及び協定締結団体等と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、地域防災計画や国の災害廃棄物対策指針、三重県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、災害時における大量の廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進します。

2. 不法投棄に関する対策

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

また、住民、各種団体、警察等との連携を強化し、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

表 6-2 不法投棄の件数

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	12	6	9	16	18	27	19	12	46
テレビ	8	1	4	10	11	20	13	8	33
冷蔵庫	4	2	3	1	6	3	2	0	10
洗濯機	0	3	1	4	1	3	3	3	2
エアコン	0	0	1	1	0	1	1	1	1

第7章 ごみ処理基本計画の進行管理

第1節 計画の進行管理

計画の進行にあたっては、本組合、朝日町、川越町だけでなく事業者・住民等が一体となり、それぞれの役割のもとに事業を進めていくことが重要であり、実効性を高めるため各施策の実施状況や目標値の達成状況の確認など、計画の進行管理が重要です。

このため、計画の進行管理について下記に示します。

1. 進行管理の手法

ごみの減量目標を達成していくためには、各施策の取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図ります。

また、各施策を検証し、効率的・経済的な施策の実施を行います。

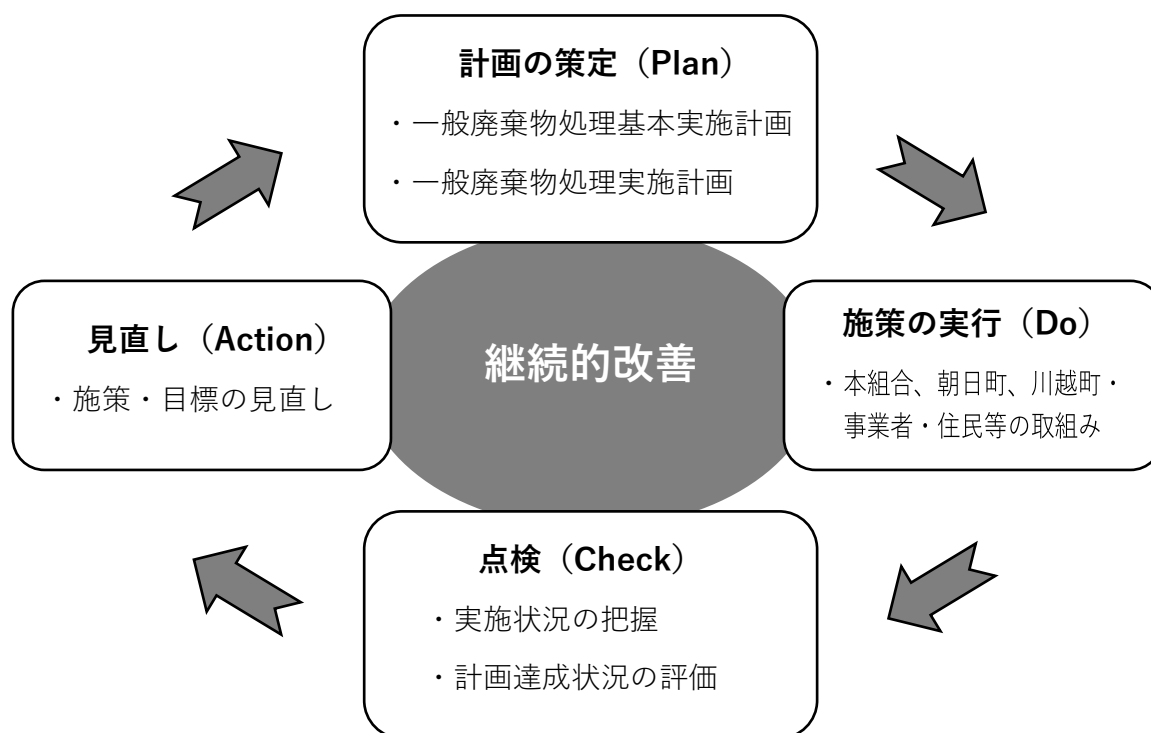


図 7-1 PDCAサイクル

2. 評価の方法

(1) ごみ処理実施計画における各年評価

毎年策定する一般廃棄物処理実施計画において、当該年度の実績を整理するとともに、本計画に掲げた各施策、排出量予測等と比較検討し、本計画の進捗状況の把握を行います。

(2) 中間目標年における目標達成評価

本計画では、令和 11 年度を中間目標年度としてごみの減量目標を定めています。この目標値の達成状況から本計画の進捗状況の確認を行い、その結果をもとに目標値や各施策の見直しを行います。

3. 計画の見直し

ごみの減量目標や各施策の進捗状況を総括するとともに、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や新たなごみ処理問題などに対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

第2節 住民への情報提供

ごみの分別や減量、資源循環は、住民一人ひとりの理解と協力があってこそ成り立ちます。本地域では、わかりやすく、実践しやすい情報を提供し、地域全体での意識向上を目指しています。

1. 情報提供の基本方針

本地域では、住民一人ひとりが廃棄物削減と資源循環に貢献できるよう、情報提供を積極的に行う必要があります。具体的には、住民の意識向上を図り、正しい行動を促すため、わかりやすく、具体的な情報を多様な手段で提供することとします。

2. 情報提供の具体的な方法

(1) 広報紙への掲載

広報紙で、ごみの分別ルール、収集日程、排出量削減の方法などを掲載します。特に季節ごとの廃棄物処理のポイントや、分別の疑問を解決する特集記事を企画します。

(2) ホームページや SNS の活用

朝日町及び川越町のホームページや SNS を活用し、ごみ処理の最新情報や分別ルールを掲載します。動画やイラストを用いたわかりやすい説明も加えます。

(3) 学校との連携

本地域の学校で環境教育を推進し、次世代への意識啓発を行います。子どもたちが家庭での行動変容を促す担い手となるよう、積極的に働きかけます。

3. 可視化による成果の共有

(1) リサイクル率やごみ排出量の公表

町全体のリサイクル率やごみ排出量の推移を定期的に公開し、住民の努力の成果を可視化します。これにより、さらなるモチベーション向上を図ります。

4. 朝日町及び川越町が取るべき行動

(1) 情報アクセスの向上

朝日町及び川越町では、スマートフォンで利用できる「ごみ分別アプリ」を導入していますが、適宜両町のホームページや SNS で紹介し、利用者数の増加を目指します。

(2) 地域協議会の活用

住民代表や事業者と協議の場を設け、情報提供の内容や方法についてフィードバックを得ながら改善を進めます。